次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年四・四五パーセントを超える場合は、年四・四五パーセント）により計算した金額のものとする。	農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年四・二五パーセントを超える場合は、年四・二五パーセント）により計算した金額のものとする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十七号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年八月二十日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年四・四五パーセントを超える場合は、年四・四五パーセント）により計算した金額のものとする。	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年四・二五パーセントを超える場合は、年四・二五パーセント）により計算した金額のものとする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千二百四号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年八月二十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年三分二厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年三分二厘以内となる資金にあっては、年四分四厘五毛とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年三分とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年三分以内となる資金にあっては、年四分二厘五毛とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千二百五号

漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項第四号及び第三条第四項の規定に基づき、漁業近代化資金融通法施行規程（平成二十八年十一月二十九日農林水産省告示第二千三百七十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年八月二十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（貸付利率の上限） **第七条**　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。	（貸付利率の上限） **第七条**　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。

資金の種類	貸付利率
一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分二厘
二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年三分